

「市政改革マニフェスト（市政改革本部案）」に対する意見

大 阪 商 工 会 議 所

改革を進めるに当たり、助役、局長時代の責任問題にけじめをつけ、市政改革マニフェストに対する市民の信を問うた上で、改革を断行しようという關淳一前市長の並々ならぬ決意に敬意を表する。

改革は、まさに緒についたばかりであり、これからが正念場である。今こそ市民はもとより、経済界をはじめとする各界が一丸となり、マニフェストの実行を応援していく時である。市職員も一人ひとりがマニフェストを自分のものとして捉え、果断に実行していくことを望む。

次期市長には下記に留意した市政改革の断行を求める。

記

Ⅰ. マネジメント改革

1. 「身の丈」にあわせた改革に賛成（目標の具体化とスピードアップ）

今回のマニフェストでは、肥大化した事業、財政、組織、人員を人口や税収に見合う「身の丈」にあわせて再構築するという考え方を前面に押し出し、数値目標を盛り込み、市政に「経営」の視点を導入する方針を強調している。それとともに、従来の改革では不十分として、これまでの慣行や先例との訣別を強く訴えたことは、改革への固い意志の表れとして私どもとしても高く評価しているところである。

しかしながら、マニフェストで示された身の丈は、他の都市と比べて、まだ大きい。例えば人件費の削減においては数を減らすだけでなく、一人当たりの額をどれだけ引き下げるかを明示するなど、さらなる切り込みが必要である。また、「早急に」「見直す」「検討」といった記述にとどまっているものも多く、これらの具体化や目標達成までのスピードアップも不可欠である。

2. 企業市民にも配慮を

大阪市は企業にも選ばれる都市でなければならない。企業は選挙権こそないものの、雇用を生み、都市の活性化に大きな役割を果たす。市税における負担割合も、大阪市では法人の方が大きいという。

しかしながら、今回のマニフェストでは、市民を意識するあまり、企業への目配りが十分とはいえない。かつて商都と呼ばれた大阪は、いま経済力を弱めており、その活性化は喫緊の課題となっている。マニフェストの中で産業振興を重要事項と明確に位置づけ、積極的に取り組むよう要望する。産業政策を展開するにあたり、国の規制が妨げになっているのであれば、大阪商工会議所としても、その規制の撤廃・緩和について政府

への要望活動と一緒にやるなど協力は惜しまない。

また、マニフェストでは、新たな収入源の模索として課税自主権の活用をあげているが、法人課税強化に向かわぬよう肝に銘じていただきたい。（別紙参照）

３．市場化テストの導入を

マニフェストの随所に民間委託という言葉が見られ、市政の効率化に民を積極的に活用しようとするのは理にかなった考え方である。ところが、委託はあらかじめ仕様の詳細が細部にわたって決まっている場合が多く、受託する民間側が創意工夫を凝らす余地が少ないと聞く。

大阪商工会議所は、平成１６年１１月に大阪府・市に対し、「地方自治体における公共サービスの民間開放に関する提言」を建議。市場化テストを通じて民間開放すべきサービスは、国よりも直接住民に接する地方自治体に多いとした上で、大阪市については事業評価の対象になっている１４２２事業のうち３４４事業について民間開放を検討すべきと提案している。市場化テストは、公共サービスの提供に競争原理を導入するもので、官民でコストとサービスの質を競い、最も優れた担い手に事業を移管する手法である。民間のアイデア、技術、ノウハウなどが遺憾なく発揮できるとともに、官自身が競争に参加することでコスト意識を高めるメリットもある。

市場化テストは公共サービスの民間開放のツールとして、既に欧米では一定の成果を上げており、国や大阪府でも本格的な取り組みが始まっている。大阪市においても、市場化テストの導入を前向きに検討いただきたい。

Ⅱ．ガバナンス改革

１．トップマネジメントの強化（外部の力を活かす）

關前市長の改革にかける意気込みを形にするためにも、トップマネジメントの強化は非常に重要である。その点、予算、人事、資産を集中管理する市長直轄の全体統括機能を設けることを示したマニフェストの論調には大いに賛同する。また、マニフェストの進捗管理のため、外部有識者オブザーバーが参加する月１回の会議を設置するのは、内部関係者だけでは緩みがちなマニフェストの目標達成評価に緊張感を与え、実効性を担保する上で非常に望ましいと考える。

ただし、外部人材がオブザーバーという立場では、その知見や能力を十分に活かすことができない。進捗フォロー会議を条例で位置づけるとともに、意思決定に関与する場を用意するなど、活躍できる領域を広げるべきである。

２．具体的かつ分かりやすい局長・区長のマニフェストを（改革の実効性を担保する）

今回のマニフェストでは、市長に対する局長の責任を明確化し、局を超えた人と資産の流動化の方針を策定すると明記している。これは、従来「局あって市なし」と批判された体質改善に資するものと大いに期待するところである。

一方、区役所に関しては、財務局への直接予算要求を認めて区長の裁量拡大を図ることや、意欲ある人材にチャンスを与える区長の公募制導入などが提案された。市民によ

り近いところで、そのニーズを直接汲み取り、きめ細かいサービス提供を可能にするものと賛意を表する次第である。

今後は市長マニフェストに基づき、局長、区長が自身のマニフェストを作成することになる。局長並びに区長のマニフェストは、市長マニフェストと市民を結ぶものであり、その出来不出来が市政改革のゆくえを左右する。局長並びに区長はできるだけ具体的かつ分かりやすいものを市民にご提示いただきたい。

その際、窓口時間の延長自由化や区役所内の人事権の区長への委任等、区役所、区長の裁量拡大が、より建設的な区長マニフェストの作成に不可欠であることに留意されたい。

Ⅲ.コンプライアンス改革

徹底した情報公開（市民一人ひとりと問題意識の共有を目指す）

職員・OBの厚遇問題や財政窮状などが今日まで放置されたのは、本来チェック機能を果すべき議会が十分に機能していなかったことに起因にする。こうした事態の再発防止には、議会を含めた市政に緊張感を取り戻す必要がある。

そのためには、情報公開を徹底して行い、市民環視の中に市政をさらけ出すことが何よりも大切。こうした情報公開の重要性については、マニフェストの中でも「原則公開」の姿勢を強く打ち出すなど既に認識されているところであり、強く支持するものである。

とりわけ財務情報の開示は、市民の目線に立った分かりやすい工夫が必要。他都市との比較や特別会計、監理団体、外郭団体等との連結決算情報なども取り入れて、市民一人ひとりが現状と改革の方向を理解し、問題意識を共有できるよう心がけていただきたい。

以 上

〔別紙〕「大阪における課税自主権について」

1. 地方税における主な法人関連税制と大阪市の超過課税

地方法人課税には、所得を主な課税対象とする「法人事業税」と「法人住民税」がある（「法人二税」）。このほか、法人は事業所税や固定資産税など様々な税金を負担している。

（1）法人住民税

○法人住民税（市民税）は均等割と法人税割からなる。現在、大阪市は法人税割について超過課税を実施している。

- ・均等割：資本金や従業員数に応じて負担（5万～300万円）
- ・法人税割：法人税額を基に算出（標準税率：12.3%、制限税率：14.7%）。

$$\text{大阪市における超過課税} = \text{課税標準額（法人税額より算出）} \times \underline{14.5\%}$$

（2）固定資産税

○固定資産税は、土地・家屋・償却資産などを課税対象とする財産税である（制限税率なし）。商業地における固定資産税の大阪府下の負担水準（平均）は、67.5%（平成15年度実績（国交省資料））であり、全国で最も高い水準にある。

○大阪市の固定資産税の負担水準は73.8%（全国の市町村で35番目の高水準）であり、上限の7割に達している（平成16年4月与党税調資料より）。

○都市部の商業地の固定資産税負担を軽減するため、市町村条例によって平成16、17年度分の負担水準を6割まで減額できる制度（条例減額制度）が導入されているが、大阪市は本会議所の強い要請にも関わらず減額を拒否している。

○商業地における固定資産税の計算

$$\left(\begin{array}{lll} \text{地価公示価格} & \times & 70\% & = & \text{固定資産税評価額} \\ \text{固定資産税評価額} & \times & \text{上限70\%（負担水準）} & = & \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} & \times & 1.4\% \text{（標準税率）} & = & \text{税額} \end{array} \right)$$

※その他

○大阪市など大都市（人口30万人以上の都市）では、都市環境の整備のために事業所税を課している。なお、同税は資産割（事業所床面積：600円/㎡）と従業者割（給与総額の0.25%）からなる。

2. 地方自治体による独自課税（法定外税）の動き

地方分権推進の一環として、平成12年4月地方分権一括法により地方自治体が独自の税金を設けることが出来るようになった（「法定外税」）。しかし、法人には選挙権がないため地方自治体は安易に法人を主たる対象とした課税を行う傾向があり、財政難を背景に法人を対象とした超過課税や独自課税（法定外税）を課す動きが見られるようになった。

○ 法定外普通税（主なもの）

都道府県税：「核燃料税（福井県など10都道府県）」、「臨時特例企業税（神奈川県）」など
市町村税：「砂利採取税（城陽市など）」、「使用済核燃料税（鹿児島県川内市）」など

○ 法定外目的税（主なもの）

都道府県税：「産業廃棄物税（奈良県など）」、「宿泊税（東京都）」
市町村税：「一般廃棄物埋立税（多治見市）」、「遊漁税（富士河口湖町）」など
その他、「放置自転車等対策推進税（豊島区）」は協議中。

○ その他：「銀行税（東京都・大阪府）」は外形標準課税導入により廃止。

以 上